

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の 業務及び組織の全般にわたる検討結果、並びに講ずる措置について

1 基本的な考え方

郵政民営化においては、民営化前に預入等が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険については、民営化後も政府保証を継続することとしている。郵政民営化法の基本方針においては、これらの管理に関する業務は、民営化された会社とは独立した公的な法人格を有する主体において管理することとして、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）により、平成 31 年 4 月 1 日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。以下「機構」という。）に承継することとされた。この基本方針の下、機構は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的として平成 19 年 10 月に設立された。

令和 7 年度末時点で、郵便貯金残高は約 2,751 億円、簡易生命保険契約件数残高は 663 万件ある。機構は、引き続き、これらの郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することで、郵政民営化という国の政策を今後も着実に推進する必要がある。

機構においては、郵便貯金の払戻し等の業務が委託・再委託されることから、その人員等の体制は、設立当初から最小限のものとされている。このような中で、第 4 期中期目標期間においては、郵便貯金の払戻しに関する運用について、令和 5 年 9 月、預金者に一層寄り添う観点から見直しを検討するよう主務大臣から要請が行われたことを受け、機構は、令和 6 年 1 月に新基準の運用を開始したところである。

また、郵政事業に係る基本的な役務（以下「郵政事業のユニバーサルサービス」という。）の提供を担保する郵便局ネットワーク維持を支援する交付金・拠出金制度が、平成 30 年に、改正法により創設された。郵政事業のユニバーサルサービスについては、郵便局で一体的に、かつ、あまねく全国において公平に利用できるようにする責務が、法令上日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して課されており、国民生活に必要な不可欠なサービスとして郵便局ネットワークにより提供されている。加えて、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 50 号）において、郵便窓口業務及び基盤的サービス提供業務に要する費用の一部に充てるための新たな交付金・拠出金制度が創設され、令和 9 年 4 月 1 日施行が予定されている。これらの交付金・拠出金制度に係る業務は、確実に、効果的かつ効率的に行わせるため、独立行政法人である機構が実施することとされている。

このような状況の中で、機構の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上及び適切性の確保の観点から、業務運営の効率化を図りつつ、以下の方向で見直しを行うものとする。

2 事務及び事業の見直し

（１）郵便貯金管理業務

<講じる措置>

郵便貯金管理業務は、引き続き実施することとする。

郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先及び再委託先（以下、「委託先等」という。）に対して定期及び随時の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。その際に、委託先等の重大事案の状況を踏まえて実施することに留意することとする。加えて、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに係る運用について、令和6年1月より新基準の運用を開始したことを踏まえ、引き続き、預金者に寄り添って行う必要がある。その他、預金者からの照会等に対し、引き続き迅速かつ的確に対応するとともに、委託先等が受け付ける照会等に対し、迅速かつ的確な対応が確保されるよう努めることとする。

さらに、郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について確実かつ安定的な運用を行うこととする。

加えて、引き続き預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、預金者にその状況を周知するとともに、満期を迎えた郵便貯金の早期払戻し促進のため、なおも払戻しを行わない預金者への取組も含め、第4期中期目標期間の実績を踏まえた更なる改善を図るなど、引き続き、より効果的な周知・広報を実施することとする。個々の預金者への周知施策として、これまで実施してきた挨拶状の発送については、発送の効果の検証も含め引き続き継続し、郵便貯金の早期払戻しを求める。その際、より効果的かつ効率的な方法で実施するよう努めることとする。また、転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対する住所調査についても、当該預金者への周知のほか、判明した新住所の活用により挨拶状の到達率の向上も期待できることから、引き続き、実施する。一方、広報施策については、引き続き、新聞・雑誌広告等に加え、インターネット広告等インターネットを利用した周知・広報等にも取り組み、預金者のみならず広く一般に注意を引くよう工夫する。加えて、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しの運用に関するより効果的な周知・広報を実施する必要がある。

その他、郵便貯金管理業務に関する情報について、ホームページを活用し、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めることとする。

＜背景・理由＞

政府保証された郵便貯金は、まだ残存（令和7年度末の郵便貯金残高：約2,751億円）しており、郵便貯金管理業務において、政府保証された郵便貯金を適正かつ確実に管理し、その債務を確実に履行する必要がある。機構においては、郵便貯金の払戻し等が委託・再委託されていることから、その質の維持・向上及び適切性の確保のためには、機構自身の業務の状況のみならず、委託先等における業務の実施状況を的確に把握し、必要に応じて改善を求めることが必要である。

加えて、周知・広報については、委託先が行う通知（満期日の2か月前、満期後10年の2か月前）に加え、機構において独自に早期払戻しを促す取組を積極的に行うことが重要である。

令和6年1月から権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払戻しに関する運用について、催告後に払戻しの請求がなかったことに真にやむを得ない事情があったと判断される場合には、払戻しに応じる運用を実施しているところであるが、引き続き機構の行う郵便貯金の早期払戻しを呼びかける周知・広報の必要性は極めて高い。

その他、郵便貯金業務に関する情報を公表することを通じて、その実施状況を国民に明らかにするよう努める必要がある。

今後も、郵便貯金残高が減っていくことが見込まれるが、依然として権利消滅金が発生している状

況、預金者が高齢化している状況等を踏まえると、引き続き、通知が届いている預金者に対して払戻しを促進するほか、通知が届かない預金者がその家族等から働きかけられるケースがあること等も踏まえ、預金者のみならず広く一般に注意を引くよう工夫するなど、周知・広報手段の多様化を検討し、次期中期目標期間も継続実施する必要がある。また、機構の行っている委託先・再委託先の管理（役職員の管理を含む）、地方公共団体への貸付に関する業務（資産運用）、情報公開等は、郵便貯金が残存する限り継続して行うべきものである。さらには、デジタル化社会の更なる進展に伴う、上記業務に係るデジタル化等への対応も発生する。現在、貯金部では適切な人員配置（必要最低限の人員配置）を行っており、次期中期目標期間においても当該配置を継続することが適当と考える。

（２）簡易生命保険管理業務

＜講じる措置＞

簡易生命保険管理業務は、引き続き実施することとする。

簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先等に対して定期及び随時の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。その際に、委託先等の重大事案の状況を踏まえて実施することに留意することとする。その他、契約者等からの照会等に対し、引き続き迅速かつ的確に対応するとともに、委託先等が受け付ける照会等に対し、迅速かつ的確な対応が確保されるよう努めることとする。

さらに、簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うとともに、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、その状況を把握することとする。再保険先における資産運用の確実性及び安全性の把握・検証に当たっては、その資産のみならず、負債にも着目して監査を実施するなど、再保険先に対する監督を適切に実施することとする。

加えて、引き続き支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、契約者等にその状況を周知することとする。

その他、簡易生命保険管理業務に関する情報について、ホームページを活用し、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めることとする。

＜背景・理由＞

政府保証された簡易生命保険は、まだ残存（令和７年度末の簡易生命保険契約件数残高：663万件）しており、簡易生命保険管理業務において、政府保証された簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、その債務を確実に履行する必要がある。機構においては、保険金の支払等が委託・再委託されていることから、その質の維持・向上及び適切性の確保のためには、機構自身の業務の状況のみならず、委託先等における業務の実施状況を的確に把握し、必要に応じて改善を求めることが必要である。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢については、引き続き整備・強化に取り組むことが求められる。

その他、簡易生命保険管理業務に関する情報を公表することを通じて、その実施状況を国民に明らかにするよう努める必要がある。

来期以降も、保有契約件数が減っていくことが見込まれるが、機構の行っている委託先・再委託先の管理（役職員の管理含む）、地方公共団体への貸付に関する業務（資産運用）、支払請求などと呼び

かける周知・広報、情報公開等は、契約件数にかかわらず、現在とほぼ同様の業務量が継続し、またデジタル化社会の更なる進展に伴う、上記業務に係るデジタル化等への対応も発生する。現在、保険部では適切な人員配置（必要最低限の人員配置）を行っており、次期中期目標期間においても当該配置を継続することが適当と考える。

（３）郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務

＜講じる措置＞

これまでの郵便局ネットワーク支援業務は、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務として引き続き実施することとする。加えて、新たな交付金の交付等を行う業務として郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務を実施することとする。

金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務及び郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務（以下「郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務」という。）の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

① 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施

- ・ 交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施する観点から、年に１回以上検証を行うこと。
- ・ 徴収した拠出金を日本郵便に対して交付するまでの間、安全に管理するために講じている措置について、年に１回以上検証を行うこと。
- ・ 交付金は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）の趣旨に沿って、適切な時期に交付金を交付するとともに、適切な時期に拠出金を徴収すること。
- ・ 交付金を交付した年度（毎年４月１日から翌年３月 31 日までをいう。）における郵便局ネットワークの維持等に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認すること。

② 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施

- ・ 総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。
- ・ 郵便局ネットワークの維持等に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他交付金及び拠出金の額の算定に必要なとなる資料を、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。
- ・ 郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務に係る情報を安全に管理するために講じている措置について、年に１回以上検証を行うこと。

＜背景・理由＞

郵政事業のユニバーサルサービスをあまねく全国において利用できるようにすること及び地域における需要に応じて基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを担保する郵便局ネットワークは、将来にわたって国民生活にとって必要性・重要性が極めて高いものである。したがって、郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務を、機構として、今後も確実かつ適正に執行する必要があるため。

3 組織の見直し

(1) 組織形態の見直し

<講じる措置>

現在の組織形態により、業務を遂行することとする。

<背景・理由>

郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数残高については、令和7年度末時点で、郵便貯金残高は約2,751億円、簡易生命保険契約件数残高は663万件あることから、機構として、引き続き、政府保証された郵便貯金・簡易生命保険の適正かつ確実な管理、債務の履行が必要であるため。

また、郵政事業のユニバーサルサービス及び基盤的サービス提供業務を提供するに当たっては、法令上の規定及び実態を踏まえ、その提供を担保する郵便局ネットワークが将来にわたって国民生活にとって必要性・重要性が極めて高いものであることから、郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務については、機構として、今後も確実かつ適正に執行する必要があるため。

(2) 組織体制の整備

<講じる措置>

組織体制について、継続的に点検を行うとともに、郵政民営化法等の一部を改正する法律も踏まえ、人員配置の必要な見直しを行うこととする。

<背景・理由>

平成24年の郵政民営化法の改正により、郵便貯金及び簡易生命保険は、郵便局であまねく全国において利用できるようにすることとされ、あまねく全国の再委託先（郵便局）を対象とした確認等が必要である一方、継続的な組織体制の点検により、今後も不断の努力をする必要があるため。

金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務については、当初からその人員等の体制は最小限のものとされているところ、交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施し、また、交付金及び拠出金の額の算定を適正かつ確実に実施する必要がある一方、業務状況の分析や組織体制の点検を継続的に実施することによって、業務の効率化に不断に取り組む必要があるため。

加えて、令和8年6月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律により、新たに郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務が設けられたことを踏まえ、人員配置の必要な見直しを行う必要がある。

4 その他業務全般

(1) 業務運営体制の整備

<講じる措置>

機構の運営に当たっては、引き続き内部統制機能や情報セキュリティの強化等により適正な運営を行いつつ、デジタル技術活用により効率的かつ継続可能な運営体制の確保を図る。

第4期中期目標期間においては、文書管理システムやオンライン会議システム等デジタル技術を活用すること等により業務プロセスの見直しを図り、業務の効率化に努めるとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方を推進した。

次期中期目標期間においても、引き続きデジタル技術等を活用した業務プロセスの効率化や働き

方改革の推進に努める。

＜背景・理由＞

法令等を遵守し業務を行うことはもとより、デジタル技術等の活用によるその業務の効率化に取り組み、独立行政法人としての役割を十全かつ適切に果たしていくため。

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和 7 年 12 月 4 日独立行政法人評価制度委員会決定）において、新中期目標策定にあたっては、特に、業務・内部管理の方向性のうち、「事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する」ことや、「法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促す」ことは、法人を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、質の高いサービスを継続的に提供する上で基盤となる重要な事項であることから、特に留意することとされている。これらの独立行政法人評価制度委員会の提言を踏まえ、引き続き、業務プロセスの見直しを図り、デジタル技術の活用等により業務の最適化・効率化及び働き方改革の推進に努める必要がある。業務のデジタル化に当たっては、情報セキュリティの観点にも留意する必要がある。

（２）財務内容の改善

＜講じる措置＞

公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。全体としての業務の最適化の観点から、他法人との共同調達や間接業務の共同実施について検討し、可能となるような環境が整ったものについて実施する。

また、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする。

＜背景・理由＞

公正かつ透明な調達手続きについては、今後も不断の努力をする必要があるため。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）における決定事項へ対応するため。

また、現中期目標期間の最後の事業年度である令和 8 年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付することとなっているため。